

「LEC ヤマ当て講座 年金択一4点割れ阻止！」テキストから
第44回本試験【択一式】厚年法の出題が**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

ヤマ当て道場 年金択一4点割れ阻止を目指す！ p.9 (RU12807)

- D いわゆる育児休業等を終了した際の改定によって改定された標準報酬月額、育児休業等終了日の翌日から起算して3月を経過した日の属する月の翌月から適用される。
(×⇒「2月を経過した日の属する月の翌月」)

本試験出題はこうでした！

択一式 厚年法 問9 E肢

- E 育児休業等を終了した際に改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月からその年8月(当該月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする。
(×⇒「2月を経過した日の属する月の翌月」)

的中!